

令和4年度 第1回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和4年9月30日（金）

場所：ピュアリティまきび

3階 たちばな

岡山県保健福祉部障害福祉課

目 次

◎協議・報告	(頁)
○県における医療的ケア児支援のための取組（概要）	… 1
○医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況について	… 5
○医療的ケア児に関する調査の報告について	… 7
○医療的ケア児支援センターの運営状況について	… 9
○学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について	… 13
参考資料	
・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領	… 17
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 19
・令和3年度第2回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要 （要旨）	… 21

1 障害福祉課の取組

- (1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【平成26年度～】
地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等（重症心身障害児者等を含む）とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。
- ① 短期入所サービス拡大促進事業
市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を促進
- ② 短期入所事業所施設開設等支援事業
重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化
- ③ サービス職員研修等事業
重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を実施
- ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（委託実施）【平成29年度～】
医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成
- ⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【平成29年度～】
喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性向上を促進

2 医療推進課の取組

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業（社会福祉法人への委託事業）【平成 25 年度～】

医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定

医療的ケア児の現状把握（対象者のニーズ、利用可能な資源等）及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える研修会
小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会 等

③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会 相談支援専門員研修会
児童発達支援センター・児童発達支援事業所との連携会議・研修会

⑤ 患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援

⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会
ピアカウンセリング 等

(2) 小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託）【平成 30 年度～】

小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会や相談会を開催し、多様なニーズを持つ医療的ケア児に対応できる看護職員の育成を行い、小児を受け入れる訪問看護事業所の増加を目指している。

① 小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等に係る研修会

② 小児看護・訪問看護実習、実践報告会

医療機関や訪問看護事業所における現地実習
参加者同士の学びの共有のための実践報告会

③ 情報交換会・相談会

小児訪問看護事業所の開設を検討している事業所と開設済みの事業所の交流
医療的ケア児の対応をしている保健・医療・福祉・介護・教育等関係者間の交流 等

3 子ども未来課の取組

(1) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備

・医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケアを行うために必要な研修を受講した保育士や看護師等の配置など、医療的ケア児の受入れ体制整備に対する助成を実施

(2) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備

・放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）

放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員の配置やたん吸引等研修受講のための代替職員の配置など、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に対する助成を実施

4 特別支援教育課の取組

■ 医療的ケア充実事業

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

(1) 医療的ケアに係る運営協議会（年1回）

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議（例年2月）

(2) 医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回）

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施

(3) 医療的ケア指導医派遣事業

急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため指導医を派遣し、問題点の整理や手技の指導等を実施

さらに、市町村教育委員会等からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村や学校等に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等について支援を実施

(4) 医療的ケアに関する看護師研修

特別支援学校における医療的ケア先進県から講師を招聘したり、訪問看護ステーション等と連携し、専門性の高い看護師を校内研修に招聘したりするなど、県立特別支援学校に配置する看護師に対する研修機会を提供

- ・看護師全体研修会（年1回）
- ・看護師校内研修会（年6回程度）

医ケア児支援法に定める支援策等と本県の取組

法に定める支援策等	県の取組
第9条 保育を行う体制の拡充等	(4) ①、(5) ①
第10条 教育を行う体制の拡充等	(6) ①②③④⑤
第11条 日常生活における支援	(1) ①②、(2) ⑤
第12条 相談体制の整備	(2) ⑤
第13条 情報の共有の促進	(1) ⑥、(2) ③⑥、(6) ①④、(7)
第14条 医療的ケア児支援センター等 1. 医療的ケア児及びその家族、関係者に対し、専門的相談に応じ、情報の提供、その他の支援を行う。 2. 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体等に対し、情報の提供及び研修を行う。 3. 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体との連絡調整を行う。	(2) ⑤ (1) ③④⑤、(2) ③④⑥、(6) ②⑤
第19条 広報啓発	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①
第20条 人材の確保	(2) ⑥
第21条 研究開発等の推進	(1) ③④⑤、(2) ④、(3) ①、(6) ②③⑤ (2) ①②

医療的ケア児支援センター業務の具体的な内容（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡）

1 医療的ケア児等からの相談への対応等（法第14条第1項第1号）	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④ (2) ⑤
①関係機関等への連絡・調整	(2) ⑥
②医療的ケア児等からの相談・援助	(2) ①②
③広報誌等を活用した支援センター設置の広報	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
④管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集	(2) ①②
⑤関係機関等との顔合わせ等	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
2 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（法第14条第1項第2号）	(2) ①②
・医療的ケア児に関する情報の把握	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④、(7)
・関係機関相互での情報共有	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
・医療的ケア児等の協議の場における情報の把握	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①
・国が開催する会議への参加	(1) ⑤
・医療的ケア児等支援者養成研修	(1) ④
・医療的ケア児コーディネーター養成研修	(1) ⑤
・喀痰吸引等研修	(1) ③、(2) ④、(6) ②③⑤
・その他各種研修	(2) ⑤
3 関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
・個々のケースに係る連絡調整	(2) ①②
・地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(6) ①④
・医療的ケア児の数や施策の内容の把握	(2) ①②
4 地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係	(2) ⑤
・医療的ケア児等からの様々な相談についての一元的窓口	(1) ④
・市町村における医療的ケア児等コーディネーター配置	

（予算：千円）

◎令和4年度 岡山県における医療的ケア児支援のための取組	48,086
(1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業【障害福祉課】	25,206
① 短期入所サービス拡大促進事業（市町村実施の補助事業）	
② 短期入所事業施設開設等支援事業（障害福祉課が実施）	
③ 医療的ケア児等短期入所サービス職員研修等事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
④ 医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修等事業（学校法人旭川荘に委託）	
⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（障害福祉課が実施）	
⑥ 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会（障害福祉課が実施）	
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業【医療推進課】（社会福祉法人旭川荘に委託）	7,855
① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定	
② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討	
③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携	
④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進、研修会	
⑤ 患者・家族の個別支援（専門のコーディネーターの配置）	
⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減、情報交換会等	
(3) 小児訪問看護拡充事業【医療推進課】（訪問看護ステーション連絡協議会に委託）	913
① 小児訪問看護研修会	
(4) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備【子ども未来課】	10,763
① 医療的ケア児保育支援事業（市町村実施で補助金事業） （研修を受講した保育士や看護師等の配置）※政令・中核を除く	
(5) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備【子ども未来課】	
① 放課後児童健全育成事業（市町村実施で交付金事業） （障害児受入れ強化推進事業；医療的ケア児受入れの場合）	（メニューの一部）
(6) 医療的ケア充実事業【特別支援教育課】（特別支援教育課が実施）	3,349
① 医療的ケアに係る運営協議会	
② 医療的ケア新規担当教員研修	
③ 医療的ケア指導医派遣事業	
④ 医療的ケア対象行為補充検討委員会	
⑤ 医療的ケアに関する看護師研修	
(7) 障害者就業・生活支援センター【障害福祉課・労働雇用政策課】	（事業の一部）
* 岡山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	
* 倉敷障がい者就業・生活支援センター（社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団）	
* 津山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人津山社会福祉事業会）	
* たかはし障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	

県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表

令和4年8月末現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当 部局	設置年度 (予定含む)	実施方法 (例:新規単独、既存の〇〇会議を活用等)	対象エリア	コーディネーター 配置人
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育)の連絡会議	岡山市	0
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市	11
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町	0
津山市	津山市医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	津山市医療的ケア児支援推進会議を活用	津山市	0
	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 久米南町 鏡野町 美咲町	0
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市総合支援協議会子ども部会を活用	玉野市	2
笠岡市	笠岡市地域ケア会議	③障害福祉部門	R3済	笠岡市地域ケア会議	笠岡市	0
井原市	井原市地域自立支援協議会重心(医ケア)児者部会	③障害福祉部門	R3済	井原市地域自立支援協議会を活用	井原市	0
総社市	医療的ケア児支援体制検討プロジェクトチーム	⑥その他	H30済	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市	0
高梁市	高梁市自立支援協議会児童部会	③障害福祉部門	R3済	高梁市自立支援協議会を活用	高梁市	0
新見市	新見市医療的ケア児等支援推進会議(予定)	③障害福祉部門	R4予定	(予定)	新見市	0
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町	0
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会こども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市	1
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町	0
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市 新庄村	0
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村	1
浅口市	浅口市障害者自立支援協議会こども支援部会	③障害福祉部門	R4済	浅口市障害者自立支援協議会こども支援部会を活用	浅口市	0
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町	0
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町	0
里庄町	(未定)		R4予定	(未定)	里庄町	0
矢掛町	矢掛町障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会(仮)	③障害福祉部門	R4予定	矢掛町障害者自立支援協議会を活用(予定)	矢掛町	0
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	新庄村 真庭市	0
鏡野町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町	0
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村	1
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村	1
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村	1
久米南町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町	0
美咲町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 久米南町 美咲町	0
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会 教育保育部会	③障害福祉部門	H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町	0

※24市町村(16の場)で設置済

※令和4年度中、3市町(3の場)が設置予定。

医療的ケア児に関する調査 報告書【概要版】

1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。

平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

2 調査の対象

県内病院（159施設）及び県内在宅療養支援診療所（311施設：R4.4.1現在）
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7病院

3 調査の方法

- ・ 調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・ 14項目の在宅療養指導管理料（※）を令和4年5月に算定している満20歳未満（平成14（2002）年6月以降に出生）の児。
- ・ 回答数 全体 96.2%
（県内病院 98.1%、在宅療養支援診療所 95.5%、県外病院 85.7%）

（※）在宅療養指導管理料

- | | | |
|---|------------------------|--------|
| ① | 在宅酸素療法指導管理料 | C103 |
| ② | 在宅中心静脈栄養指導管理料 | C104 |
| ③ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 | C105 |
| ④ | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | C105-2 |
| ⑤ | 在宅自己導尿指導管理料 | C106 |
| ⑥ | 在宅人工呼吸指導管理料 | C107 |
| ⑦ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | C107-2 |
| ⑧ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料 | C109 |
| ⑨ | 在宅自己疼痛管理指導管理料 | C110 |
| ⑩ | 在宅気管切開患者指導管理料 | C112 |
| ⑪ | 在宅自己腹膜還流指導管理料 | C102 |
| ⑫ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料 | C111 |
| ⑬ | 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料 | C115 |
| ⑭ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動型）指導管理料 | C116 |

4 調査の期間

令和4年6月1日～7月2日

■1 医療的ケアが必要な児の状況

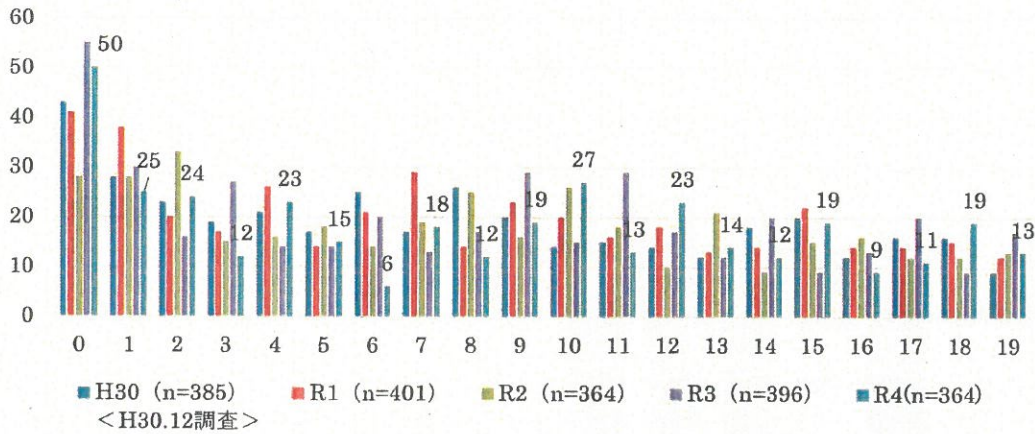
○県内外の医療機関を受診している医療的ケア児は、県内外に居住する 364 人であった。

そのうち、岡山県内に居住する児は、322 人（88.5%）であった。

○医療的ケア児の性別は、男児が 198 人、女児が 166 人であった。

○医療的ケア児の年齢は、0 歳児が 50 人と一番多く、約 6 割が 10 歳未満児であった。

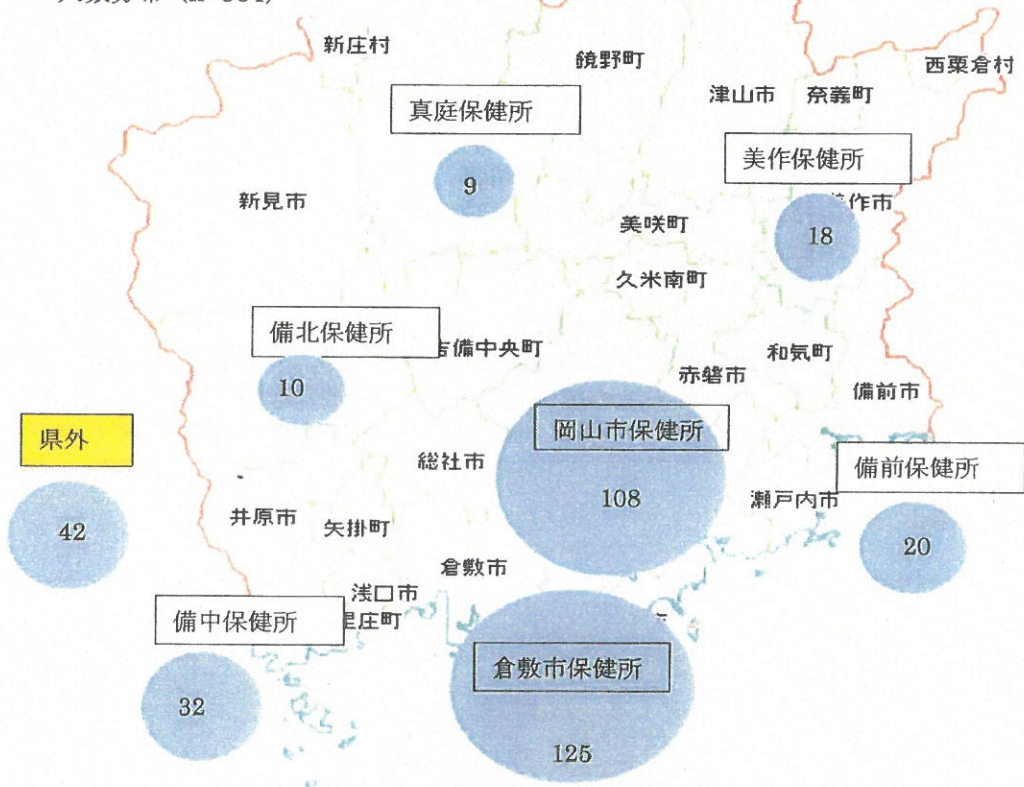
医療的ケア児の年齢(経年)



○医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると 6 割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。

国土地理院承認 平14総根 第149号

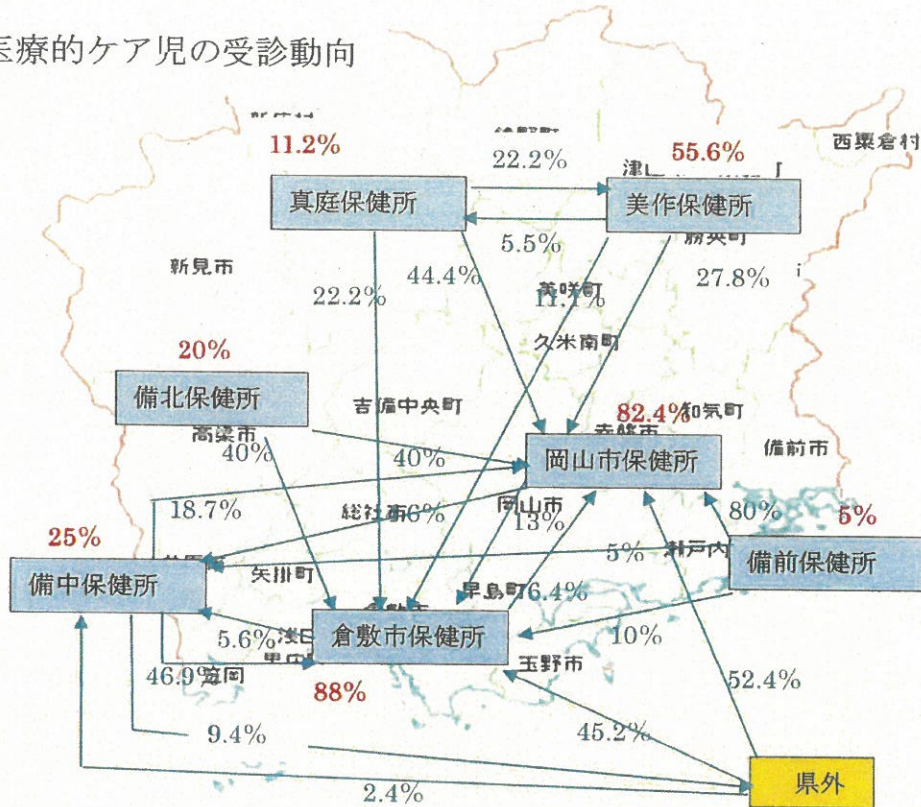
医療的ケア児の保健所別
人数分布 (n=364)



○医療的ケア児が受診して在宅療養指導管理料を算定している医療機関は、居住地を所管する保健所管内の医療機関の児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、全医療的ケア児 364 人を 100%とすると、同保健所管内で医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定している児は、60.4 %であり、岡山市保健所管内、倉敷保健所管内の医療機関で 9 割以上が算定されていた。

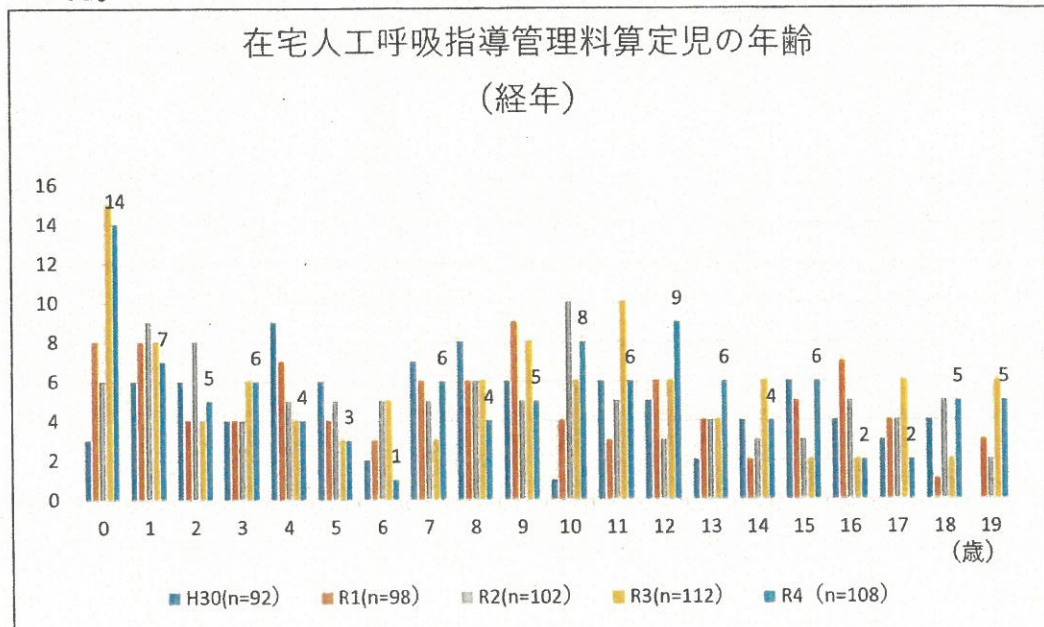
医療的ケア児の受診動向



※各保健所管内に居住する児数全体を 100%として、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を黒字で表記している。

■ 2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

○在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、108 人 (29.7%) であり、そのうち県内に居住児は 104 人であった。県内外 108 人中 10 歳未満 50.9%であった。



岡山県医療的ケア児支援センターの運営状況について

【指定】：令和4年4月1日（福）旭川荘

保健師6名・社会福祉士1名（内 相談支援専門員 5人）

：コーディネーター2名（保健師）：医療的ケア児者専門職員。

- ・電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、
- ・研修会の企画運営を行う。
- ・入院中からの退院支援のための訪問、相談支援をする。
- ・相談支援体制の整備を行う。

：他保健師4名：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

：社会福祉士（1名）：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応

月曜日～金曜日 8：30～17：15

（土日祝、年末年始を除く）

※専用サイトは24時間受付 <https://www.jidouin.jp/wp/chiiki/form/>

【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター

（旭川荘療育・医療センター 地域療育センター内）

〒703-8555 岡山市北区祇園 866

TEL 086-275-4518 FAX 086-275-9323

【事業実績】

- ・医ケア実態調査
- ・医療的ケア児支援会議の開催
- ・医療的ケア児家族会の開設準備支援
- ・肢体不自由児連絡会参加
- ・玉野市障害者自立支援協議会 子供部会参加
- ・岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会参加
- ・医療的ケア児コーディネーター、支援者研修会の立案
- ・医療的ケア児等と家族の安心サポート事業の実施
- ・個別相談

岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和4年4月～8月分)

法人名：(社福)旭川荘

1 相談の形態

種別	件数	実人数
電話	48	26
来所	15	13
家庭訪問	20	11
メール	16	7
連絡調整	3	3

2 相談支援・活動内容

(件数)

本人及び家族への支援	福祉利用	52
	障害理解	
	健康医療	18
	不安解消	
	保育教育	23
	家族人間	
	家計経済	
	生活技術	1
	就労支援	
	社会参加	
	権利擁護	
	その他	8
関係機関との連絡調整		0
緊急時の支援		
その他		

102

4月

- ・笠岡市役所障害福祉課職員来所による相談。(介護職員の喀痰吸引研修について)
- ・岡山医療センター退院支援看護師から相談支援専門員の依頼がある。
- ・常時吸引が必要ではないのでスクールバスに乗せて欲しい。

6月

- ・玉野市福祉政策課から電話。小学校2年生で呼吸に使用になった。看護師配置についての考え方の問い合わせがあった。このような状態で看護師配置をしている学校を紹介してほしい。

7月

- ・神戸市から岡山に転入のケース。R5年4月入学。常時酸素が必要というわけではないのでスクールバスに乗せて欲しい。

8月

- ・CCHS 呼吸器使用。通信教育である。登校しても友達ができない。中学校時のような友だち関係を期待していたが、通信教育では登校してくる生徒がすくなく、友だち関係が築けない。本人が悩んでいる。
- ・岡山県危機管理課と玉野市健康増進課、地域福祉係が個別避難計画についての相談。

岡山県医療的ケア児支援センター

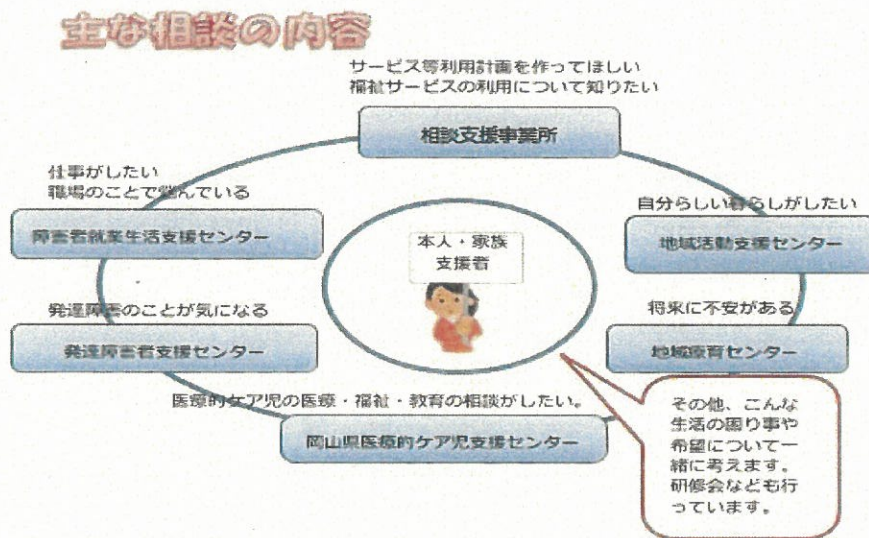
お知らせ

令和4年4月から岡山県からの指定を受け、「医療的ケア児支援センター」を開設することになりました。

医療的ケア児等の医療、保健、福祉、教育、労働等についてご相談ください。専門の職員が対応させていただきます。

【業務内容】

- (1) 専門職員による相談
- (2) 関係機関に対し情報の提供及び研修の開催
- (3) 関係機関との連絡調整



【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土日祝、年末年始を除く)

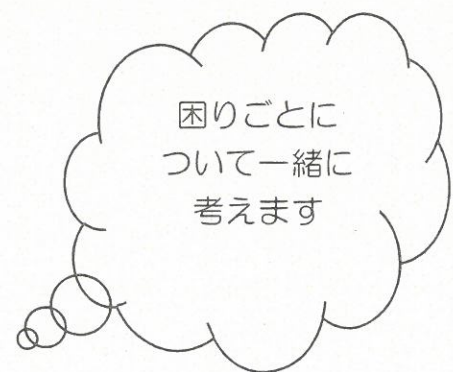
※専用サイトは24時間受 <https://www.jidouin.jp/wp/chiiki/form/>

【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター

(旭川荘療育・医療センター 地域療育センター内)

〒703-8555 岡山市北区祇園 866

TEL086-275-4518 FAX086-275-9323



保育所等における医療的ケア児の状況について

保育所・認定こども園

保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）

■令和3年度実績

<岡山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理）

<津山市> 1施設、受入1人（午睡時の人工呼吸器装着）

■令和4年度見込（市町村担当者から聴取）

<岡山市> 1施設、受入2人（①喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理
②インスリンポンプ）

<津山市> 1施設、受入1人（午睡時の人工呼吸器装着）

<美作市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

【参 考】

令和4年度は、赤磐市の1施設においても1人（胃ろう）受入れ予定

放課後児童クラブ

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業））

■令和3年度実績

<津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

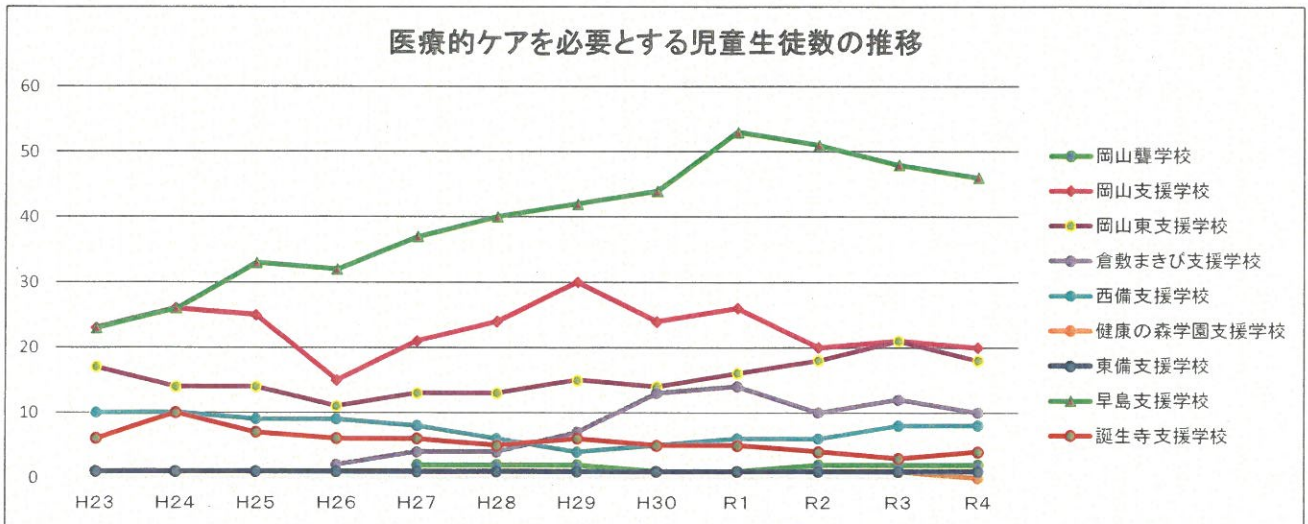
■令和4年度見込（市町村担当者から聴取）

<津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

令和4年度県立特別支援学校において看護師等に医療的ケアを受けている児童生徒数(5月1日現在)

上段(対象児童生徒数)
下段(うち日常的に医ケアが必要な児童生徒数)

学 校 名	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
岡 山 聾 学 校					2	2	2	1	1	2	2	2
					(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)
岡 山 支 援 学 校	23	26	25	15	21	24	30	24	26	20	21	20
	(15)	(17)	(16)	(12)	(17)	(19)	(24)	(20)	(22)	(19)	(20)	(19)
岡 山 東 支 援 学 校	17	14	14	11	13	13	15	14	16	18	21	18
	(16)	(13)	(14)	(11)	(12)	(13)	(15)	(14)	(15)	(18)	(19)	(17)
倉敷まきび支援学校				2	4	4	7	13	14	10	12	10
				(2)	(3)	(4)	(6)	(9)	(12)	(9)	(11)	(10)
西 備 支 援 学 校	10	10	9	9	8	6	4	5	6	6	8	7
	(9)	(8)	(7)	(8)	(5)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)	(5)	(4)
健康の森学園支援学校								1	1	1	1	0
								(1)	(1)	(1)	(1)	(0)
東 備 支 援 学 校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
早 島 支 援 学 校	23	26	33	32	37	40	42	44	53	51	48	46
	(23)	(26)	(33)	(32)	(36)	(40)	(41)	(42)	(51)	(49)	(46)	(44)
誕生寺支援学校	6	10	7	6	6	5	6	5	5	4	3	4
	(4)	(6)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)
対 象 人 数	80	87	89	76	92	95	108	108	123	113	117	108
	(67)	(70)	(73)	(68)	(78)	(85)	(97)	(94)	(111)	(107)	(108)	(100)
教 員 医 ケ ア 対 象 人 数	50	52	54	42	33	44	52	57	58	60	54	47



岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

2 部会に必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期: R4.6.1～R6.5.31)

令和4年6月19日現在

	氏名	職名	職名
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師
2	江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 (公社) 岡山県看護協会 地域包括ケア推進室	会長
3	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長
4	津島 ひろ江	関西福祉大学	名誉教授
5	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事
6	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長
7	檜原 幸二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事
8	平松 裕史	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校校長)	担当役員
9	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長
10	村下 志保子	岡山県医療的ケア児支援センター	所長
11	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長
12	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長
13	鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	准教授
14	高原 重夫	岡山労働局職業安定部職業対策課	課長
15	小林 伸明	岡山県教育庁特別支援教育課	課長
16	室 貴由輝	岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室	室長
17	原田 昌樹	岡山県総務部総務学事課	課長
18	奥岩 健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課	課長
19	近藤 宏明	岡山県保健福祉部医療推進課	課長
20	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長
21	松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長
22	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長
23	青木 弘明	岡山県保健福祉部子ども家庭課	課長
24	坂本 洋介	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長

※委員：五十音順（県職員以外）

令和3年度第2回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和4年2月2日（水）
- 2 場 所 オンライン（ウェブ会議システム Zoom を利用）
- 3 時 間 15：00～17：00
- 4 参加者 委員19名中15名出席、オブザーバーとして2市の担当者が出席
※欠席4名：津島委員、鷺尾委員、中村委員（特別支援教育課）、
國富委員（健康推進課）
※代理出席1名：特別支援教育課：本井総括副参事
※オブザーバー：岡山市（1名）、倉敷市（2名）

5 協議・報告

（1）医療的ケア児等及びその家族に対する支援について

- ・医療的ケア児等コーディネーターについて、医療機関で知らないところもある。医療機関に周知してほしい。また、市町村における協議の場について、どれだけのコーディネーターが参画しているのか。県で把握してほしい。
- コーディネーターの周知は必要であるし、協議の場へのコーディネーターの参画についても引き続き取り組んでいきたい。

（2）地域における医療的ケア児等の支援について

- ・医療的ケア児の人数について、医療機関の調査データはレセプトなどから拾ったもの、一方の資料では小児慢性特定疾病などから拾ったものということで、医療を受けている患者の数が正しいと置いていたらいいか。
- 基本的にはそれでいい。市としても医療機関での数字は把握できていない。
- ・倉敷市のレスパイトサービスは、令和4年度予算は1,100万円とのことだが、レスパイトサービスの拡大はどのような事業にあてられるのか。
- 県の短期入所サービス拡大促進事業の利用に係る倉敷市分の補助分の上乗せである。
- ・岡山市に県の短期入所サービス拡大促進事業の補助が出ていないという話があったがどうなったのか。
- ・岡山市は県の対象になっていないので岡山市は実施していない。他の事業だが、他県では政令市でも補助が出ているところがある。岡山市も対象になるよう検討していただきたい。
- 連携をしていきたいが、県と政令市である岡山市との役割分担もある。個別に相談していきたい。
- ・岡山市では防災対策としてワーキングで研修会をしたとのことだが、具体的にどのようなことをしたのか。また、このことを県から他の市町村にお知らせしてはいかがか。
- 防災減災をテーマに、ぼうさいやどかりの説明・講演をいただいた。災害時に必要となる電源確保についてのノウハウが参考になった。研修会は61人参加。アンケートの反応もよい。1回だけではなく継続的に研修をしていきたいと思う。
- ワーキングの中は、岡山市の保健所で保健師が呼吸器の人の個別支援計画等を立てるので、相談員として同席することもあるので参考になった。1回だけでは難しいと思うので、継続していきたい。
- 協議の場の活性化は必要であり、防災の関係の情報を伝えていくことも必要だ。情報が協議の場に届くよう、情報提供していきたい。

(3) その他（地域防災計画・福祉避難所等について）

- ・個別避難計画の関係で、倉敷市から年末に該当者にアンケートが送ってこられた。災害が起こったときに、まずは支援者がいないひとり暮らしの人を重点的に助けるという作業のようだ。県下全体で行うよう助言をお願いしたい。
- 御意見につきましては危機管理部局に伝える。市町村によっては当事者を巻き込んだ避難訓練をしているところもある。

- ・ぼうさいやかりの登録について、受入施設の中には受入条件に呼吸器使用不可となっている施設があり、非常時の電源確保のため呼吸器の方の受け入れをお願いしたい。先ほどから避難訓練の話が出ているが、家族も一緒に避難訓練に参加したい。
- ・ぼうさいやかりは、どのようなケアができるかということで、アンケート調査をするところから始めた。年齢の小さい子どもの対応などが難しく、まだ少ないので、対象を広げようということで、拡充してきて今の状況になっている。避難訓練について、医療的ケア児を巻き込んだ、実際使えるのかというような役に立つ避難訓練をしてほしい。全面的に協力していきたい。
- 財源について、市町村が避難所に非常用電源を設置する場合に、緊急防災・減災事業債という国による財源支援措置があるということを示す市町村の皆様に研究部会の中で説明している。市町村向けの支援措置である。避難訓練について、昨日第6回の研究部会あったが、岡山市内のモデル地区で個別避難計画を作った人を対象とした避難訓練を行っており、事例や課題を共有している。
- ぼうさいやかりの取組は、関係課にご相談もいただいている。個別避難についての行政の役割分担がどんどん変わってきている中で、どのような形がよいのか、先生方とお話しさせていただきながら、防災部局と連携しながら進めていきたい。

- ・個別避難計画について、県から訪問看護ステーションの研修会の中で災害対策基本法の改正や福祉避難所等の情報提供をしてもらった。岡山市保健所健康づくり課とは3年前から災害の話し合いをしている。危機管理課からも情報提供してもらった。先週は、倉敷市の危機管理の方とも話をした。岡山市は中区と東区に個別避難計画のモデル地域を設けて、住民を主体にしながら、介護支援専門員や相談支援専門員を中心に訪問看護ともつながりながら協力をしながら、少しずつその方の計画を立てていくという状態。まだ、全域ではない。倉敷市については、数は覚えていないが、いくつかの避難所に電源を確保したという話をきいている。

- ・岡山市の報告で、訪問入浴サービスが学齢児から未就学児に拡大したという話があるが、倉敷市はどうなっているのか。何歳から使えるか。
- 子どもは少ない。必要に応じて、相談に応じながら進めている。
- ・訪問入浴サービスについて、家族は大変なので、医療的ケアの入浴サービスを県ですてほしい。どこに住んでいても手厚いサービスを受けられるようにしてほしい。
- 市町村の会議の場等で伝えていきたい。

- ・親に対する就労支援が必要だと感じている。
- 法律でも家族の支援が必要だという内容になっている。センターの指定、具体的にどのようなことをやっていくかという各課との話し合いの中で、さらにどのようなことが必要か、協議の場等で参考にしながら、進めていきたい。

－以上－